

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省27-⑳)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>漁業経営の安定</p>				<p>担当部局名</p>	<p>水産庁 【企画課/水産経営課/漁業保険管理官】</p>							
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、漁業経営の安定的な発展を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。 この中、漁業経営の安定的な発展を確保するため、 ①多様な経営発展による活力ある生産構造の確立 ②水産関係団体の再編整備の施策を行う。</p>				<p>政策評価体系上の位置付け</p>	<p>水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p>							
<p>政策に関係する内閣の重要政策</p>	<p>水産基本計画(平成24年3月23日閣議決定) 第2の3 意欲ある漁業者の経営安定の実現 第2の4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立 第2の5 漁船漁業の安全対策の強化 第2の9 水産関係団体の再編整備等 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 工程表 IV 観光・地域活性化戦略～農林水産分野の成長産業化～① 資源管理の強化及び資源管理・漁業所得補償対策の導入</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成28年8月</p>							
<p>施策(1)</p>	<p>多様な経営発展による活力ある生産構造の確立</p>												
<p>施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】</p>	<p>経営として漁業を行う者の大宗が資源管理・漁業経営安定対策に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用する等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを目指す。また、漁業経営の体質強化、融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施、担い手の確保と人材の育成、安全対策の強化等により、活力ある漁業生産構造の確立を目指す。</p>												
<p>目標① 【達成すべき目標】</p>	<p>漁業経営の安定の確保</p>												
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>目標値</p>	<p>年度ごとの目標値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>					
<p>(ア) 資源管理・漁業経営安定対策加入漁業者による漁業生産の割合</p>	<p>-</p>	<p>90%</p>	<p>年度ごとの実績値</p>										
<p></p>	<p>基準年度 平成22年度</p>	<p>目標年度 平成34年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>				<p>水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、水産基本計画において、資源管理・漁業経営安定対策(注1)の下で、資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合を90%(平成34年度)にすることを旨とするとしている。毎年度の目標値は、24年度を70%とし、年2ポイントの増加を目指す。</p>		

目標② 【達成すべき目標】		担い手の確保								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 新規漁業就業者数	1,867人	平成22年度	2,000人	各年度	-	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成29年には15万人に減少し、特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約1万4千人減少する見込みである。このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造を維持するためには、45歳未満の就業者数を平成20年の5万人に維持する必要があるため、新規漁業就業者数を測定指標として選定し、年間2000人確保することを目標とする。
					-	1,920人	1,790人	1,875人	-	
(イ) 漁船海難等による死者・行方不明者数	125人	平成18年～平成22年	113人以下	平成27年	-	121人以下	118人以下	116人以下	113人以下	漁船海難等による死者・行方不明者は年間100名を超えており、漁業者の安全確保はもとより、漁業への新規就業者の確保・育成のためにも、漁船操業の安全性の向上は極めて重要な課題であるため、漁船海難等による死者・行方不明者数を測定指標とする。第9次交通安全基本計画(平成23年度～平成27年度)において、第8次交通安全基本計画期間の年平均の海難隻数と比べ、平成27年までに約1割削減するとされている。これを踏まえ、漁船海難及び海難によらない海中転落(注2)による死者・行方不明者について、平成18年～平成22年の平均人数(125人)から約1割(12人)を平成27年までに削減することとし、年約2%の削減を目標とする。 (注)根拠とする数値は暦年としているため、人数は全て暦年としている。
					-	107人	82人	114人	-	
施策(2)	水産関係団体の再編整備									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	漁業協同組合が今後とも漁業者の生産活動を支えていけるよう、販売事業の強化、信用事業の健全化・効率化等、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】	漁業協同組合系統(注3)等の再編整備									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
(ア) 経営不振漁協(注4)数	251組合	平成23年度	166組合	29年度	-	-	234組合	217組合	200組合	脆弱な漁協の経営基盤強化のためには、合併の推進をはじめ系統組織の再編整備が不可欠となっている。従来、多額の繰越欠損金を有する経営不振の漁協(要改善漁協)を対象として集中的に施策を実施してきたが、一層の再編整備を図るためには、繰越欠損金を抱えた小規模漁協を含め、全ての経営不振漁協(注4)への対策が必要である。 このような中、平成25年度より、公認会計士等の外部専門家による財務分析等を通じた経営不振漁協の経営改善計画の策定支援等を行う事業を実施することも踏まえ、繰越欠損金を抱える経営不振漁協の全てを測定指標の対象とした。 繰越欠損金を抱える経営不振漁協251組合全てについて、東日本大震災の影響を受けている漁協の再建目安である15年以内に、繰越欠損金の解消又は蓋然性のある経営改善計画を策定する等の経営再建を図ることとし、年平均約17組合の経営不振漁協を削減することを目標値として設定する。
					-	-	235組合	213組合	-	

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			27年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成27年行政事業レビュー 事業番号
	24年度 [百万円]	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]				
(1) 漁業近代化資金融通法 (昭和44年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするための措置。 国が利子補給を行うことにより、漁業者等の資本装備の高度化、経営の近代化に寄与する。	-
(2) 中小漁業融資保証法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	中小漁業者等の漁業経営等に必要資金の融通を円滑にするための措置。 中小漁業者等に対する債務保証を主たる業務とする漁業信用基金協会の制度及び独立行政法人農林漁業信用基金がその保証等につき保険を行う制度を確立することにより、中小漁業の経営の安定に寄与する。	-
(3) 漁船損害等補償法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(4) 漁船乗組員給与保険法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もって、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(5) 漁業災害補償法 (昭和39年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に、漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(6) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 (昭和51年)	-	-	-	-	(1)-①-(ア)	漁業経営の改善、漁業経営の維持が困難な中小漁業者がその漁業経営の再建を図るため緊急に必要とする資金の融通の円滑化等のための措置。 これにより、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に寄与する。	-
(7) 独立行政法人水産大学校法 (平成13年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア)	我が国唯一の水産専門の高等教育機関である独立行政法人水産大学校において、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図る。 国民の財産である広大な我が国周辺水域の水産資源を持続的かつ有効に活用・維持し、食料自給率の向上、水産業の再生、水産物の安全・安心の確保などを進めるため、我が国唯一の水産専門の高等教育機関として、動機付け教育や実学を重視したカリキュラムにより水産業界を担う人材の育成を行う。なお、水産業が、漁業生産、流通、加工、資機材供給などの多様な産業に支えられていること、また、震災により大きな人的被害を受けたことに鑑み、多様な水産関連分野に人材を供給していくことの重要性が増していることから、法人の業務運営に不可欠な施設整備を行うことにより、新規漁業就業者数の確保の達成に寄与する。	-
(8) 沿岸漁業改善資金助成法 (昭和54年)	-	-	-	-	(1)-②-(ア)	沿岸漁業従事者等が自主的に経営の改善等を図ることを促進するため、都道府県が行う無利子貸付事業に対し、政府が必要な助成を行う制度を確立し、もって沿岸漁業の経営の健全な発展等に資することを目的とする。 これにより、担い手の育成及び確保等に寄与する。	-
(9) 遊漁船業の適性化に関する法律 (平成元年)	-	-	-	-	(1)-②-(イ)	遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。 これにより、遊漁船の海難事故の防止に寄与するとともに、多様な漁業経営の確保・安定に寄与する。	-
(10) 水産業協同組合法 (昭和23年)	-	-	-	-	(2)-①-(ア)	漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。	-
(11) 漁業協同組合合併促進法 (昭和42年)	-	-	-	-	(2)-①-(ア)	適正な事業経営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。	-
(12) 漁業経営セーフティネット構築等 事業 (平成22年度) (主)	5,782 (5,782)	23,849 (23,846)	14,596	4,000	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	燃油・配合飼料価格の高騰に備える仕組みを継続すると共に、燃油消費量そのものを根本的に削減させる漁業経営の改善に意欲的な漁業者グループが行う省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備導入に係る取組を支援。 本事業により、省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備の導入を推進するとともに、省エネ漁船の導入等による漁業の収益性向上を推進し、価格急騰時に補填金を交付し、漁業者・養殖業者の負担を軽減させることで、漁業・養殖業経営の安定に寄与する。	0275
(13) 漁業信用保証保険事業 (平成15年度) (主)	1,169 (664)	756 (709)	879	873	(1)-①-(ア)	漁業者の保証料負担を軽減するために、(独)農林漁業信用基金に対して、漁業保証保険収支が均衡するよう必要な経費の交付、さらに保証人は不要、担保を漁業関係資産に限定した融資等を積極的に推進する。 本事業により、中小漁業者等が資金を調達する際の信用力を補完し、経営展開に必要な資金の融通を円滑にし、漁業経営の安定に寄与する。	0270

(14)	漁業経営維持安定資金 (昭和44年度) (主)	480 (341)	440 (349)	452	502	(1)-①-(ア)	漁業者、漁業協同組合等の金利負担の軽減を図る。 また、認定漁業者が借り入れる漁業経営改善支援資金を無担保・無保証人融資とするため、必要額を(株)日本政策金融公庫に出資することで、経営改善計画を達成するために必要な資金の融資推進が図られることにより、漁業経営の安定に寄与する。	0266
(15)	漁業信用基金協会合併等対策事業 (平成25年度) (主)	—	24 (24)	22	18	(1)-①-(ア)	漁業信用基金協会の組織強化に向けた合併の促進を図るため、合併に際し必要となる協議会等の開催、システム改修等及び繰越欠損金の解消に必要な経費助成を実施 基金協会の組織強化により、中小漁業者等に対する保証が円滑に行われ、漁業経営の安定に寄与する。	0285
(16)	漁船損害等補償制度関係事業 (昭和27年度) (主)	21,874 (10,948)	10,334 (6,421)	8,173	8,951	(1)-①-(ア)	不慮の事故によって漁船や漁船に積んだ漁獲物等が受けた損失及び他の船に衝突するなどの漁船の運航に伴う不慮の事故により漁業者が負担することとなった費用等を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁船保険組合が行う漁船保険事業等並びに漁船保険中央会及び国が行う普通保険再保険事業等により、漁業者が負担することとなった費用等に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	0288
(17)	漁船保険団体一元化実施支援事業 (平成25年度) (主)	—	82	74	66	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	今後の漁船隻数の動向、今後発生する可能性のある災害等、巨大リスク等を含めた厳しさを増す状況に耐えうる漁船保険団体の組織再編(一元化)にかかる経費の支援を実施。 漁船保険団体の組織再編(一元化)により、事業基盤が強化され、今後想定される巨大災害リスク等を含めた厳しさを増す状況においても、漁業者のセーフティネットとしての漁船保険が将来にわたり適切に運営されることで、漁業経営の安定に寄与する。	0281
(18)	漁業災害補償制度関係事業 (昭和42年度) (主)	14,058 (8,923)	8,883 (8,525)	8,802	8,666	(1)-①-(ア)	自然災害又は不慮の事故によって漁獲が減少した場合や漁具や養殖施設等が壊れた場合に漁業者が受けた損失を補償し、漁業経営の安定に資することを目的とする措置。 漁業共済組合が行う漁業共済事業、全国漁業共済組合連合会が行う漁業再共済事業及び国が行う漁業共済保険事業により、漁業者が受けた損失に関して必要な給付を行うことで、漁業経営の安定に寄与する。	0289
(19)	漁業共済事業実施費等補助金 (昭和39年度) (主)	447 (447)	402	387	368	(1)-①-(ア)	漁業共済団体の事務経費及び常勤職員の人件費の一部を補助する。(漁業災害補償法第195条第3項の規定に基づく補助) 20漁業共済組合に対し、事務経費及び人件費の一部補助を行うとともに、全国漁業共済組合連合会に対し、事務経費の一部補助を行うことにより、事業の健全かつ円滑な運営を図り、漁業経営の安定等に寄与する。	0265
(20)	漁業経営安定対策事業費 (平成20年度) (主)	29 (29)	25	18	6	(1)-①-(ア)	経営改善に取り組む漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:1)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成し、漁業者の収入が減少した場合に漁業共済(基準収入の原則8割まで補填)に上乗せして補填する(基準収入の原則9割まで補填)。 既加入者の経営改善の取り組みを支援することにより、収入の変動による漁業経営の影響を緩和することに寄与する。	0272
(21)	漁業共済再共済金支払資金借入金 利子交付金 (平成23年度) (主)	5 (5)	12	30	11	(1)-①-(ア)	国が全国漁業共済組合連合会に支払う保険金の一部を繰り延べているに伴い、不足した資金を金融機関から借り入れる際に発生する利子相当額を補助する。 全国漁業共済組合連合会に対し、国の保険金支払い繰延べに伴う借入れにより生じた利子相当額の交付を行うことにより、漁業者に対する共済金支払いの遅延を防止することが可能となり、漁業経営の安定に寄与する。	0279
(22)	漁業収入安定対策事業費 (平成23年度) (主)	38,647 (38,647)	24,529	30,126	23,697	(1)-①-(ア)	漁業共済・積立ぶらさの仕組みを活用し、資源管理の取組を行う漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費(1:3)による資金を全国漁業共済組合連合会に造成して漁業者の収入額が減少した場合に減取補填を行う(基準収入の原則8割から9割まで積立ぶらさで補填)とともに、漁業者が支払う漁業共済掛金への補助(平均30%相当)を行う。 漁業者による資源管理の取組に対する補助として、収入額が減少した場合に減取を補填することにより、漁業経営の安定を図ることに寄与する。	0276
(24)	漁場機能維持管理事業 (平成21年度) (主)	2418 (2,377)	8,038 (7,946)	2,696	90	(1)-①-(ア)	韓国・中国等外国漁船による投棄漁具の回収・処分、外国漁船の影響を受ける漁業者に対する漁業共済掛金の助成、外国漁船による緊急避泊対策、外国漁船の操業状況調査・監視、漁具被害の復旧支援等の外国漁船操業対策に助成を行うことにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。 北方地域の領海における我が国漁業者の円滑な操業を確保するため、当該海域での操業に要する追加的経費の負担軽減に必要な経費の支援を実施することにより、漁業経営の安定の確保に寄与する。 漂流・漂着物のリサイクル技術の開発・普及や発生源対策及び漁場内の漂流物等の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減対策を行うことにより、漂流・漂着物による漁業・漁場への被害の拡大を防止し、漁業経営の安定の確保に寄与する。	0273
(25)	漁業構造改革総合対策事業 (平成21年度) (主)	11,000 (11,000)	2,520 (2,520)	1,636 (1,628)	500	(1)-①-(ア)	漁業の新しい操業・生産体制への転換を促進することで漁業の競争力を強化するため、漁協等に対し、改革型漁船の導入等による収益性向上の実証への取組に必要な経費を支援する。	0274
(26)	強い水産業づくり交付金 (経営構造改善目標) (平成17年度) (関連:27-20,22)	10,568 (5,175)	8,159 (6,721)	6,195	3,500	(1)-①-(ア)	水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備について支援。 効率的かつ安定的な漁業経営を育成することで、資源管理・漁業所得補償対策加入漁業者の漁業生産割合の増加に寄与する。	0293

(27)	独立行政法人水産大学校に要する経費 (平成13年度) (主)	2,157 (2,127)	1,718 (1,712)	1,980	3,919	(1)-②-(ア)	我が国唯一の水産専門の高等教育機関である独立行政法人水産大学校において、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図る。 国民の財産である広大な我が国周辺水域の水産資源を持続的かつ有効に活用・維持し、食料自給率の向上、水産業の再生、水産物の安全・安心の確保などを進めるため、我が国唯一の水産専門の高等教育機関として、動機付け教育や実学を重視したカリキュラムにより水産業界を担う人材の育成を行う。なお、水産業が、漁業生産、流通、加工、資機材供給などの多様な産業に支えられていること、また、震災により大きな人的被害を受けたことに鑑み、多様な水産関連分野に人材を供給していくことの重要性が増してきていることから、法人の業務運営に不可欠な施設整備を行うことにより、新規漁業就業者数の確保の達成に寄与する。	0269
(28)	漁船等環境保全・安全推進技術開発事業 (平成23年度) (主、関連:27-12)	164 (164)	127 (123)	29	50	(1)-②-(ア)	水産業の省エネルギー・低コスト化に資する新技術の実証試験への支援を実施。 本事業を実施することにより、新技術を活用した水産業の省エネ化や経営体質の改善等を促進し、環境負荷の低減や意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。	0277
(29)	沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業 (平成25年度) (主)	-	51 (39)	44	33	(1)-②-(ア)	漁村地域におけるリーダーの育成、漁村女性の資質向上のための研修及び情報交換を実施するとともに、漁村地域のリーダーの牽引による漁業現場等での実践活動、漁村女性による漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける活動への支援を行う。 このことにより、意欲的な担い手の育成・確保等に寄与する。	0282
(30)	水産業改良普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	75 (75)	71 (70)	69	69	(1)-②-(ア)	沿岸漁業等の生産性の向上、漁家経営の改善等のため、水産業改良普及事業の安定的な実施を支援。 水産業普及指導員の普及活動により意欲ある担い手の育成・確保等に寄与する。	0268
(31)	沿岸漁業改善資金造成費補助金 (昭和54年度) (主)	9 (-)	8 (5)	7	5	(1)-②-(ア)	沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、都道府県が行う無利子貸付事業に必要な資金の造成に対し、政府が助成するものであり、当該無利子資金を沿岸漁業従事者等に融通することによる、経営の改善や経営の基礎の形成等を通じて、担い手の育成及び確保等に寄与する。	0267
(32)	福祉対策事業 (平成20年度) (主)	200 (200)	200 (200)	200	200	(1)-②-(ア)	漁業者高齢福祉共済事業(通称:漁業者年金)への事務費等を支援。 本事業を実施することにより、漁業者年金の加入率の向上に資することとなり、漁業者の老後の福祉安定が図られるとともに、次代を担う意欲ある若い漁業者への世代交代が円滑に行われることを通じて、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。	0271
(33)	再編整備等推進支援事業 (平成21年度) (主、関連:27-12,20)	125 (125)	100 (100)	99	89	(1)-②-(ア)	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に進むよう、減船等に対する支援を実施。 本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与する。	0255
(34)	新規漁業就業者総合支援事業 (平成24年度までの事業名:漁業就業者確保・育成対策事業) (平成24年度) (主)	1,116 (1,039)	1,087 (1,087)	624	562	(1)-②-(ア)	就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等を支援。 本事業を実施することにより、「新規就業者毎年2,000人の確保」に寄与する。	0278
(35)	安全な漁業労働環境確保事業 (平成25年度) (主)	-	24 (24)	22	19	(1)-②-(イ)	漁船の労働環境の改善や海難の未然防止等について知識を有する「安全推進員」の養成及び遊漁船業者への安全講習会の開催等を支援。 本事業を実施することにより、漁業者・遊漁船業者等の海難事故及び海中転落による死者・行方不明者を減少させることに寄与する。	0284
(36)	漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業 (平成25年度) (主)	-	45 (44)	42	38	(2)-①-(ア)	漁協系統の経営及び組織の基盤強化のための取組への支援を実施。 外部専門家による財務分析を通じた、経営不振漁協等の経営改善・県域再編のための計画策定支援、また漁協系統役員への分野別専門研修等により、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	0283
(37)	漁協経営改善推進事業 (平成26年度) (主)	-	-	159	328	(2)-①-(ア)	経営不振漁協等が経営の改善・基盤強化のために借り入れる借換資金(漁協経営改善推進資金)に対する利子助成、保証料助成及び求償権償却経費助成を実施。 漁協経営改善推進資金に係る金利等の軽減措置を講ずることにより、経営不振漁協の解消が推進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	0286
(38)	有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成27年度) (関連:27-12)	578 (578)	504 (470)	565	495	(1)-①-(ア)	漁業経営に深刻な影響を及ぼすトド、大型クラゲ等の広域に出現する有害生物に対する漁業被害防止対策の効果的・効率的な実施を総合的に支援。 本事業を実施することにより、これらの有害生物による漁業被害が軽減し、漁業経営の安定に寄与する。	0249

(39)	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第78条の3②] (昭和48年度)	<5> <1>	<5> <6>	<5>	<5>	(1)-①-(ア)	漁業信用基金協会が抵当権を設定した場合の登録免許税の軽減のための措置。 漁業者等の負担を軽減することにより、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
(40)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第28条、第66条の11、第68条の95] (昭和50年度)	<7> <0.4>	<4> <2>	<4>	<4>	(1)-①-(ア)	長期の事業を行う特定の基金に支出する負担金又は掛金の必要経費又は損金への算入のための措置。 債務保証の弁済能力の充実に、漁業者等への円滑な資金供給に寄与する。	-
(41)	輸入農林漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の4] (昭和53年度)	<167> <143>	<143> <112>	<168>	<168>	(1)-①	輸入漁業用A重油に対する石油石炭税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(42)	国産農林漁業用A重油に対する石油石炭税の還付措置[石油石炭税:租税特別措置法第90条の6] (平成元年度)	<2,103> <2,241>	<2,241> <2,210>	<2,565>	<2,565>	(1)-①	国産漁業用A重油に対する石油石炭税相当額を製造業者に還付する。 本特例措置を講ずることにより、漁業用A重油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(43)	軽油引取税の課税免除の特例[軽油引取税:地方税法附則第12条の2の7] (平成21年度)	<11,840> <11,568>	<11,568>	<11,568>	<11,568>	(1)-①	漁業用軽油に対する軽油引取税の免税措置。 本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業経営の安定、水産物の安定供給に寄与する。	-
(44)	中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	<135> <181>	<97> <69>	<97>	<116>	(2)-①-(ア)	漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。特に生産性の向上に資する設備の場合は、その取得価格の即時償却又は10%の税制控除の選択適用を行う。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。	-
(45)	保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和29年度)	<45> <48>	<41> <51>	<50>	<51>	(2)-①-(ア)	保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等。) 異常危険準備金の積立金額の損金算入を認めることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実に図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(46)	中小企業等の貸倒引当金の特例(法人税:租税特別措置法第57条の10、第68条の59) (昭和41年度)	<72> <79>	<80> <72>	<76>	<76>	(2)-①-(ア)	中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等は12%割増しを行う措置。 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(47)	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(法人税:租税特別措置法第68条の2) (平成13年度)	<297> <132>	<258> <0>	<48>	<60>	(2)-①-(ア)	漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継ぎや欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。	-
(48)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)[所得税・法人税:租税特別措置法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	<-> <->	<387> <27>	<27>	<28>	(2)-①	青色申告書を提出する漁業者等、漁業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置。 漁業者等が行う水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、漁業者等の経営の安定化・活性化に寄与する。	-
政策の予算額[百万円]		138,544 <87,125>	116,105 <8,160>	89,540 <6,194>	71,205 <3,500>			
政策の執行額[百万円]		22,143 <41,187>	106,055 <6,721>					

(注1)「予算額計」欄及び「27年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	水産庁調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝資源管理・漁業経営安定対策加入漁業者による漁業生産の割合÷目標値(%)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	目標②	指標(ア)	把握の方法	水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。
			達成度合の判定方法	達成率＝当該年度の新規就業者数÷目標値×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	海上保安庁「プレジャーボート、漁船及び遊漁船(日本船舶に限る。)の海難の分析と安全対策」により把握。
			達成度合の判定方法	A(おおむね有効):毎年の目標値未満(死亡・行方不明者数が減少した)の場合 B(有効性に問題):基準値を上回った場合 C(有効性の向上が必要):上記以外の場合
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	経営不振漁協の経営改善指導を行うJF経営指導全国委員会に参加すること等を通じ把握。
			達成度合の判定方法	達成率(%)=(基準値-実績値)÷(基準値-目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	資源管理・漁業経営安定対策	対策名について、平成25年1月より「資源管理・漁業所得補償対策」を「資源管理・漁業経営安定対策」に変更。なお、事業内容に変更はない。
注2	(1)海難 (2)海難によらない海中転落	(1)衝突、転覆、火災などの船舶の運用等に伴う船舶等に関する事故 (2)海難によらず乗船中(漁ろう作業中等)に海中へ転落した事故
注3	漁業協同組合系統組織	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
注4	経営不振漁協数	繰越欠損金を有し、金融機関等と合意した蓋然性のある経営改善計画を策定することが出来ない等その解消に向けた目処が立っていない漁業協同組合。